

〇〇町内会(区)会則(モデル)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、〇〇町内会(区)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、△△に置く。

(区 域)

第3条 本会の区域は、鳥取市××町××丁目～××丁目間での区域とする。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の親睦と福祉の向上を図り、健康で安心・安全なまちづくりを行うことを目的とし、この目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 広報、連絡、渉外活動に関すること。
- (2) 区域の環境整備と保健衛生に関すること。
- (3) 福祉活動に関すること。
- (4) 青少年の健全育成と非行防止に関すること。
- (5) 交通安全、防犯に関すること。
- (6) 防火、防災に関すること。
- (7) 各種の活動グループに対する活動助成に関すること。
- (8) 集会施設の維持管理に関すること。
- (9) 会員の慶弔に関すること。
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 第3条の区域に住所を有する全ての者は、会員となる資格を有し、世帯を持って構成する。

2 本会は、正当な理由がない限り、前項に定める者の加入を拒んではならない。

(加入・脱退)

第6条 本会の会員となろうとする者は、入会届けを会長に提出しなければな

らない。

- 2 本会を脱退する者は、脱退届けを会長に提出しなければならない。
ただし、死亡又は本会の区域外に転出した者は、脱退したものとみなす。

第3章 役員

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 ○名
 - (3) 会計 ○名
 - (4) 庶務 ○名
 - (5) 班長 ○名
 - (6) 監査 ○名
- 2 本会に、顧問を置くことができる。
 - 3 役員は、総会において会員の中から選出する。ただし、班長は班内において互選するものとする。
 - 4 監事は、その他の役員と兼務することはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 会計は、出納その他本会の会計に関する事務を行う。
- 4 庶務は、本会の庶務事務を行う。
- 5 班長は、班内の連絡調整を行う。
- 6 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第9条 役員の仕事は、○年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び班長会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 3 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、随時必要なときに開催する。
- 4 役員会は、第7条第1号から第4号までの役員で構成し、毎月1回開催する。
- 5 班長会は、随時必要なときに開催する。

(招集)

第11条 会議は、会長が招集する。

- 2 会員又は役員5分の1以上から連名により、議案を示して、会議の開催の請求があったときは、会長は会議を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、開催日の少なくとも5日前までに、議案、日時及び場所を記載し、会長がこれに記名した書面で通知しなければならない。

(定足数)

第12条 会議は、構成員の過半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。この場合、書面又は代理人による出席は、これを定数に加えるものとする。

(議決権)

第13条 会員は総会において、1世帯あたり1個の議決権を有する。

- 2 役員は、役員会において、1個の議決権を有する。

(議決事項)

第14条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1)事業計画及び予算に関すること。
- (2)事業報告及び決算に関すること。
- (3)役員を選出に関すること。
- (4)会費に関すること。
- (5)会則の変更に関すること。
- (6)本会の解散に関すること。
- (7)その他重要な事項

(議決の方法)

第15条 会議の議事は、別段に定めのあるもののほか、構成員若しくは役員議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定に係わらず、総会における会則の変更及び解散についての議決は、総議決権の4分の3以上の同意を要する。

(議事録の作成)

第 16 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作り、議長及び選出された議事録署名人 2 名が、これに署名・捺印しなければならない。

(1)会議の日時場所

(2)世帯総数及び出席世帯数(総会以外の会議については、構成員数及び出席者の数)

(3)議事の経過の概要及び結果

2 前項の議事録は、事務所に備え付けなければならない。

第 5 章 会計

(経費)

第 17 条 本会の経費は、会費及びその他の収入とする。

2 会費の額は、総会で決定する。

(事業年度)

第 18 条 本会の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

2 会長は、事業年度終了後、速やかに決算を行い、会計監査を受け、総会に報告し、承認を得なければならない。

第 6 章 雑則

(会則の変更)

第 19 条 この会則は、総会の議決を経なければ変更することができない。

(委任)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会の承認を得て定めることができる。

この場合において、会長は、承認後速やかに総会に報告するものとする。

付則

1 この会則は、平成〇〇年〇月〇〇日から施行する。